

収支予算書

1 総括表

(1)収入

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
①指定管理料			24,242			24,242	
②施設運営収入 (A)	0	0	102,260	0	0	102,260	
項 目	利用料金収入		33,600			33,600	
	利用料金収入(駐車場)		10,300			10,300	
	スポーツ教室等事業収入		58,000			58,000	
	文化系教室収入		300			300	
	託児事業収入		60			60	
	広告業務収入		0			0	
	その他		0			0	
③自主事業による収入	0	0	13,220	0	0	13,220	
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)		4,000			4,000	
	飲食事業		3,100			3,100	
	物販事業		2,100			2,100	
	利用料金収入(時間外)		3,500			3,500	
	利用料金収入(駐車場)(時間外)		520			520	
	その他		0			0	
	合計(②+③)	0	0	115,480	0	0	115,480

(2)支出

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
④維持管理運営費用 (B)	0	0	134,985	0	0	134,985	
項 目	人件費		50,500			50,500	
	修繕費		5,500			5,500	
	設備管理費・保安警備費		8,360			8,360	
	備品購入費・消耗品費		4,800			4,800	
	外構・植栽管理費・廃棄物処理費		350			350	設備管理費・保守 整備費に含む
	広報費・印刷製本費		1,120			1,120	
	光熱水費・燃料費		15,000			15,000	
	保険料		600			600	
	使用料・賃借料		16,000			16,000	
	委託料・謝金		23,000			23,000	
	公租公課		2,000			2,000	
	旅費		120			120	
	会議賄い費		0			0	
	通信運搬費		1,200			1,200	
	支払手数料		150			150	
	会費及び負担金		150			150	
	事務経費本部分		6,135			6,135	
	その他		0			0	
	⑤自主事業による経費	0	0	6,600	0	0	6,600
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)		1,600			1,600	
	人件費		2,900			2,900	
	物販事業		1,100			1,100	
	その他		1,000			1,000	
合計(④+⑤)	0	0	141,585	0	0	141,585	

※この収支予算書は社会情勢の状況に応じて年度途中で見直す可能性があります。
 ※発生する収支差額については、横浜市と協議します。

収支予算書

2 指定管理・収入の部

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
合計	(A)		102,260
利用料金収入			33,600
項 目	第1体育室(団体)	A・B・C・D・E・F 帯利用料金収入	6,120
	第2体育室(団体)	A・B・C・D・E・F 帯利用料金収入	230
	第3体育室(団体)	A・B・C・D・E・F 帯利用料金収入	1,400
	研修室(団体)	A・B・C・D・E・F 帯利用料金収入	900
	テニスコート(団体)	A・B・C・D・E 帯利用料金収入	10,000
	<u>弓道(団体)</u>		
	体育室(個人)	体育室個人利用収入	1,500
	トレーニング室(個人)	トレーニング室個人利用収入	12,500
	<u>弓道(個人)</u>		
	付帯設備利用料金	放送設備・空調設備等	950
利用料金収入(駐車場)		駐車料金	10,300
スポーツ教室等事業収入		スポーツ教室参加料	58,000
文化系教室収入		文科系教室参加料	300
託児事業収入		託児事業参加料	60
広告業務収入			
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書

3 指定管理・支出の部

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
合計 (B)			134,985
項 目	人件費	所長 副所長 運営担当社員 ※トレーニング室担当、教室担当、運営担当 受付スタッフ トレーニングスタッフ 間接労務費(各種社会保険・法定福利・福利厚生・教育・被服費等)	50,500
	修繕費	機器部品交換、小破修繕	5,500
	設備管理費	日常清掃業務、定期清掃業務、機械設備総合管理・保守点検業務、体育機器保守点検、観覧席保守点検業務	7,400
	保安警備費	警備業務委託	960
	備品購入費	体育用品等備品購入費	1,200
	消耗品費	文房具・照明・衛生用品・コピー代・雑誌・修理用部品、教室関連用品(バドミントンシャトル・卓球ボール・コピー用紙)、その他(駐車場ロール紙・ティッシュ等託児用品等)	3,600
	外構・植栽管理費	樹木管理委託 ※設備管理費で計上	0
	廃棄物処理費	廃棄物処分費	350
	広報費	ホームページ運営費、折込チラシ配布料、その他(雑誌掲載・中吊ポスター掲載料等)	880
	印刷製本費	リーフレット・チラシ・ポスター等印刷料	240
	光熱水費		15,000
	燃料費	自家発電装置補給用ガソリン代	0
	保険料		600
	使用料・賃借料		16,000
	委託料		0
	謝金	教室指導者 託児ボランティア	23,000
	公租公課費		2,000
	旅費		120
	会議賄い費		0
	通信運搬費	電話代・インターネット接続料・切手代等・移動交通費	1,200
支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料・振込手数料	150	
会費及び負担金		150	
事務経費本部分	本部管理経費：総事業費(人件費・水光熱費・公課費を除く)の10%	6,135	
その他	租税公課費：売上にかかる仮受消費税等と仕入に係る仮払消費税等の差額分	0	

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書

4 自主事業・収入の部

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
合計			13,220
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)	スポーツ教室参加料	4,000
	飲食事業	自動販売機手数料収入	3,100
	物販事業	スポーツ用品・健康食品販売 (シャツ・ボール・タオル・シューズ・ウェア・プロテイン等) 体育用品・体育用具レンタル	2,100
	利用料金収入(時間外)	早朝帯利用料金収入	3,500
	利用料金収入(駐車場)(時間外)	早朝帯駐車場利用料	520
	その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書

5 自主事業・支出の部

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
合計			6,600
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)	指導員報償費、施設使用料、保険料	1,600
	人件費	早朝スタッフ人件費	2,900
	物販事業	販売品仕入れ レンタル品等仕入	1,100
	飲食事業	目的外使用	230
	その他	地域派遣指導料他	770

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

令和6年度 横浜市港北スポーツセンター事業計画書

1 施設の管理運営の基本方針

【8つの基本方針】

1 施設としての役割遂行	<ul style="list-style-type: none">・区民のスポーツ・健康づくりの拠点施設・スポーツへの5つの関わり方「する」「みる」「きわめる」「まなぶ」「ささえる」を支援・市のスポーツ・健康施策の理解と実践・市民の生涯を通じたスポーツライフの推進	5 利用促進 収入増加	<ul style="list-style-type: none">・利用者目線に立ったサービス向上策・新規機器の設置・新規事業を多数実施・利用者ニーズに対応した多彩なプログラム・積極的な広報・PR活動・施設のファン、リピーターづくり
2 平等・公平な施設運営	<ul style="list-style-type: none">・市の代行である指定管理者として、信条、性別、年齢、職業などに関わらず、全ての人々に平等で公平な運営・法令に則した適正な手続きによる運営・明確な説明のつく利用受付、許可、制限	6 効果的・効率的な運営	<ul style="list-style-type: none">・マルチジョブによる人件費の効率化・省エネ診断による光熱水費削減・事業や管理システム見直しによる効率化・投資の選択と集中による費用対効果向上・豊富な管理実績によるスケールメリット
3 安全安心な施設管理	<ul style="list-style-type: none">・安全安心に利用できる施設環境整備・適正な有資格者配置による施設運営・緊急時への対応と日頃の準備・災害発生時における安全管理の徹底・個人情報の適正な取扱と漏洩の防止・金銭管理の徹底	7 環境への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001準拠した環境マネジメント・運用改善、設備投資省エネ対策・循環型社会形成に基づいた4R活動・グリーン調達推進による環境配慮・地域の環境イベント等への参加・支援
4 地域との連携	<ul style="list-style-type: none">・市内スポーツ関連団体との連携、協働・地域指導者養成・地元の催し、スポーツイベントへの協力・市民雇用の創出、地場産業の育成・地域事業者とのパートナーシップ	8 公共性への理解	<ul style="list-style-type: none">・公共サービス提供者としての自覚・コンプライアンスの徹底・情報公開と市民への説明責任・指定管理者制度の理解とサービス水準向上

「市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境」
の実現へ貢献！

2 基本方針を実施する為の目標及び実施策

(1) 重点項目

3. 安全安心な施設管理
5. 利用促進収入増加

(2) 数値目標

目標設定の視点	運営目標	管理指標・数値
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースを有効活用した教室事業の拡充実施 ・HP/SNS を活用した施設情報の発信 ・栄養相談・改善指導の実施 ・運動型健康増進施設の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・1クールあたりの教室開講数 70 以上 ・SNS やホームページ等での情報発信数 300 以上 ・年 1 回以上（集客状況によって検討）
業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の利用者数向上 ・地域連携事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度延べ利用者数 230 千人（前年度比 27.7% 増）※ ・令和 6 年度地域連携事業実施 12 回以上（地域への出張健康づくり指導など）
職員育成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度向上 ・職員向け研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度満足度調査 Top2Box 計で 95% を達成 ・四半期に 1 度、研修会開催（外部、オンライン含む）
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増による利用料収入増 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度利用料収入 102,260 千円（前年度比較 30.9% 増）※

※令和 5 年度 11 月 13 日～2 月 18 日まで第一体育室工事により利用休止
令和 5 年度 12 月 18 日～1 月 31 日まで第二体育室工事により利用休止

3 施設の平等・公平な利用の確保について

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 全ての区民に対し、有益な情報を公平に伝達することができるように、施設掲示版やホームページを活用したリアルタイムな情報伝達と、Twitter 等双方向の伝達ツールによる情報の収集を行います。また、横浜市市民利用施設予約システム（空き情報照会システム）を活用し、施設の予約状況を適切に区民へと伝えていきます。
2. 横浜市スポーツ施設条例第 14 条・施行規則第 11 条等に基づき、社会福祉・学校教育を目的とする団体や、障害者等の施設利用者に対し、利用料の減免措置を行います。また同様に、市の定める条件を満たす団体に対し事前の利用承認を行います。利用料金減免や優先利用を承認するにあたっては、条例等に伴うその規定を利用者に十分周知・公布するとともにスタッフへの教育を徹底し、適正な対応に努めます。

(2) 多言語化に関する取組

■ 具体的取組内容（実施事項）

HP やパンフレット、利用ルール、館内表示等の多言語対応や、一目で何を行うかわかるピクトグラムの使用や、接客時には翻訳アプリを用いる（令和 4 年度 4 月タブレットに翻訳アプリを導入）など継続して外国人利用者が不自由のないような情報提供を行います。

また代表団体のグループ会社は、英会話スクール等の運営を主に事業展開しております。代表団体も含め、定期的に全スタッフを対象に、英会話研修等を行っており、本施設のスタッフにおいても英会話等の研修を行い、外国人利用者に対し、明確に説明できるよう、また利用者とのコミュニケーション創出のため、対応していきます。



3 施設の平等・公平な利用の確保について

(3) 障害者の利用支援に関する取組

■ 具体的取組内容（実施事項）



1. 障がい者等の観点からの施設評価

障害者のより多様な利用を可能とするために、また障害者等本人でなければ気づきにくい様々な障壁・障害を理解するために、次のとおり情報収集を引き続き行います。

- ・ アンケート調査・ヒアリング調査
- ・ 現地での動向調査
- ・ 障がい者の視点に立ったチェック調査

2. 障がい者等の意見を反映した施設運営

上記の調査結果に基づき、施設の管理運営手法の改善を行います。また、公の施設において可能な範囲においての施設改修計画を立て、修繕額の範囲内で指定管理者が修繕を行うとともに、それ以上のものに関しては、港区との協議のうえ予算化した上で改修工事を実施します。

わかり易い案内表示	だれもが一目で施設や利用方法を理解できるように、わかりやすいピクトグラム(絵表示)による案内表示を充実させるとともに、使用器具には番号での表示を行うなど、分かり易さを重視した案内表示を充実させます。	
耳マーク ハートプラス マーク	耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように「耳マーク」を掲示するとともに、スタッフが簡単な手話にて対応します。また、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障害」を持つ方も安心して利用できるよう配慮します。	
施設の バリアフリー	投入口・取出口等の操作性を高めた「バリアフリータイプ自販機」の設置を提案するとともに、スポーツ用車椅子を配置・更衣室への手すりの設置など、設備等の改善面からのサービス向上を検討・実施します。	
心の バリアフリー	内閣府発行の高齢者・障害者に配慮した窓口マニュアルによる対応を行います。また施設内の「バリアフリーマップ」を作成・配布します。介助の補助・準備片付けのお手伝い等に関しても最大限の協力を行います。	

4 施設の効用の最大限発揮について

(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援

■ 具体的取組内容（実施事項）

施設効用の最大化により、賑わいのある施設（利用者・利用率の向上＝収入増）へと発展させ続けるため、現利用者はもちろんのこと、地域（区民）全体の持つニーズの把握と実現に努めます。

【主な新規実施項目】

- ・ 運動型健康増進施設の認定
- ・ 授産品の販売・就労支援
- ・ 農業団体との連携
- ・ 朝市の開催
- ・ 窓口キャッシュレス決済の拡充

(2) 広報・利用促進活動

■ 具体的取組内容（実施事項）

- ・ 折込チラシの作成と配布
- ・ 地域のフリーペーパー等への掲載

Lv.	手法(媒体)・具体内容	
I	施設利用者に発信	
	パンフレット、チラシ配布	利用案内、参加者の募集などをリーフレットスタンドに配置 区内施設・関係団体・活動団体の配布物等の配置
	館内でのポスター掲示	事業やイベント等の周知 国や県・区市町村の主催する事業等の周知
	機関誌の発行	定期的に機関誌を発行し、事業やイベントの周知 利用グループや地域の情報なども掲載
	直接説明や口コミ効果 「情報コーナー」の運営	事業の時期に合わせて口頭でのインフォメーションを実施 事業等のお知らせを掲示／団体、協会、連盟等の情報を掲示／利用団体の会員募集ポスターの掲示等／他施設のチラシやポスターも依頼に応じて掲載
II	区内に対して発信	
	市広報への掲載	事業参加者の募集や臨時休館などの情報を町広報に掲載依頼
	市内主要施設との連携 鉄道・バス 等	相互にパンフレット、チラシを設置 駅ばりポスターやチラシ等の設置
	市内企業へのPR 団体の職員組合や互助会 等へのPR	企業の健康保険組合などとの連携を打診 指定施設としての連携を打診
	区を越え広域に発信	
III	施設ホームページ	年間事業スケジュール・募集掲載／新着情報(耳寄り情報、イベント情報など)を更新掲載／広報紙電子版／利用者アンケート実施／問合わせ受付(メール受信)
	マスメディア	・地元ケーブルテレビ等<イツツコム>への情報の投げかけ ・地域情報誌や地域ポータルサイト等への投げかけ ・東急沿線スタイルマガジン・サイト<SALUS>への掲載
	SNS	Twitter、Facebook、Instagram、LINE、YouTube 他
	新聞折り込み	周辺地域に対し実施する事業を周知(参加募集のタイミング)

4 施設の効用の最大限発揮について

(3) スポーツ教室等の計画

■ 具体的取組内容（実施事項）

新型コロナウイルスとの共存する新たな日常社会を見据えて、適切な換気・消毒等による感染症対策の及びオンライン教室を開催していましたが、感染症5類へ移行に伴い、喚起・消毒は一部廃止し、オンライン教室は廃止とします。

昨今の物価高騰による教室料金の一部見直しを行います。今日までコスト削減に努めてまいりましたが、現行の価格体系を維持することが困難となり、教室の質を落とさずに一部料金の改定を行います。

1. 全ての世代を対象：『身体活動』『生涯学習』をテーマとした教室の開催
2. 乳幼児・青少年／保護者を対象：『子どもの体力向上』『居場所づくり』をテーマとした教室の開催
3. 成人(青壮年)を対象：『心と体の健康支援』をテーマとした教室の開催
4. 中・高年を対象：『生涯現役』『新たな生きがい・余暇の充実』をテーマとした教室の開催
5. 指導者を対象：今までの『学ぶ』により培ってきた経験・知識を発揮する事のできる『活動する』『教える』場を提供
6. 障がい者対象：『ひとり一人にあった運動に親しむ』をテーマに健常者と一緒に楽しめる障がい者スポーツイベントプログラムの開催
7. 定期教室、当日教室の全49教室の料金改定

4 施設の効用の最大限発揮について

(4) 自主事業の計画

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 各種スポーツ教室等の開催

スポーツ・レクリエーション活動による区民の明るく豊かな健康ライフの実現に向けた役割を担い、コミュニティ形成の大きな機能を果たすための事業であるとの認識の基、「生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむ」をテーマに、一定のターゲットに偏らない、誰もが身体を動かすことを楽しめる多種多様なスポーツ教室を実施します。

2. オンライン教室の廃止

新型コロナウイルスとの共存する新たな日常社会を見据え、自宅で手軽に運動を行いたい利用者に向けてオンライン教室を実施していましたが、感染症5類移行に伴い、廃止します。

3. 物販・レンタルの充実

シャトル、ボール、タオルといった簡易なものから、シューズ・ラケット・ウェア等本格的なものまで様々な販売品やレンタル品を用意し、利用者が手ぶらで来てもスポーツが楽しめる、質の高いスポーツ環境を引き続き整えます。

4. 専用レンタルロッカーの貸し出しの継続

個人・団体専用ロッカーの貸出サービスを実施し、手ぶらで施設にやってこられる環境を整えます。なお、トラブルを防止するためロッカー貸出時には利用者情報の登録を行うなど、安全管理に配慮した運営を行います。

5. 各団体との連携によるイベント開催

横浜スポーツパートナー（横浜F・マリノス、横浜GRITS、横浜ビー・コルセアーズ）をはじめとする各団体や選手との連携により、スポーツの楽しさを体験できるイベントを定期的で開催していきます。

4 施設の効用の最大限発揮について

(5) 業務履行体制

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 港北スポーツセンターに勤務する、合計約30名の従業員全てに対し、労働関連法令にかなう労働環境を提供できるよう、全社的な内部規律・規則の整備とともに、現地スタッフの労働環境（就業状況・賃金・人員配置など）に留意するとともに、モチベーション低下などの運営上のマイナス要素に対しても適正に対処します。また、労働災害対策に関しても『安全と健康の確保』が継続的な事業活動に欠かせないものと認識し、現場インスペクションを定期的を実施して、安全で快適な職場と個人の健康を実現するための活動を推進します。
2. 各社及びJVの就業規則に準拠し、無理のない人員配置及び労働時間管理を行います。1日8時間、週40時間を規定とし、36協定を届出ることにより法定労働時間及び変形労働時間制による労働時間を延長することを可能とします。なお、各担当責任者は週単位のシフト及び労働時間管理をマネジメントし、総括責任者との連携をとりつつ明るい職場づくりに努めます。
3. 「従業員の安全と健康の確保」が継続的な事業活動に欠かせないとの認識のもと、安全で快適な職場と個人の健康を実現するための活動を推進することを基本方針に掲げ、定期的な施設巡回を実施し、職場の安全衛生の維持・向上を図るなど、職場をベースとした活動を展開します。

5 本市の重要施策を踏まえた取組について

(1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 個人情報保護：市民の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者としての認識を持ち、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を引き続き遵守しつつ運営を行っていきます。
2. 情報公開：施設管理運営に関わる市民の知る権利を保障し、情報公開の推進を図ることで、市民（利用者）に説明する責務を全うし、施設への理解と協力を深めます。
3. 人権尊重：スタッフ 1 人ひとりに対し研修を通じて、人権に関する幅広い知識・感覚を身に付けさせ、人権尊重を基調とした施設運営に努めます。この土台を下に、市民に対して人権尊重の重要性について理解を深めてもらえるよう、スポーツを活用した啓発活動を実施致します。
4. 環境への配慮：「横浜市環境管理計画」や「ヨコハマ プラ 5.3 計画」、「横浜市 SDGs 未来都市計画」等に沿った、環境に配慮した管理運営を行います。また、節電・節水・公共交通機関や自転車の利用などを率先して行うとともに、利用者にも呼びかけCO₂を削減する省エネルギー型の管理運営に努めます。紙・文具・OA機器・ユニフォーム・各種物品等の購入においても、「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品等を購入するよう努めます。
5. 市内中小企業優先発注：中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解した上で、“地産地消”の理念の下、市内中小業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、経済の活性化に貢献します。

6 管理運営経費について

(1) 利用料金等収入増及び経費縮減への取組

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 利用者増・収入増への取り組み

稼働率の高い時間帯や施設はその水準を維持するとともに、空き時間帯・施設の有効活用や機能向上等、新たなサービス展開、各種スポーツ教室事業改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用（リピーター）の促進を図り、収入の増加を計画します。

2. 効率的運営・経費縮減に向けた取組み

① 人件費

労働条件・職場環境等への配慮とともに、スタッフのモチベーション維持・向上を図り、安定的な雇用（人員確保）に努めることを前提に、雇用形態や勤務形態の多様化、個々のスキル向上、効率化により人件費の縮減（増加抑制）に努めます。

- ・ 正規職員の効果的な配置と短時間労働者の雇用
- ・ マルチジョブシステムによる業務効率の向上
- ・ スケールメリットを活かしたマネジメント

② 維持管理費・修繕費

- ・ 契約条件等の工夫（業務の再委託契約等）
- ・ 各年度 500 万円（消費税別）以上の額を修繕費として指定管理料に含め提案した内容を、指定期間内（5年間）2,500 万円（消費税別）以上と読み替え運用

③ 水光熱費

- ・ 運用改善型省エネルギー対策
- ・ 設備投資型省エネルギー対策

6 管理運営経費について

(2) 施設の課題等に応じた費用配分

■ 具体的取組内容（実施事項）

- ・ 法令に基づく点検に加え自主的な点検を推進し、定期的な巡回点検による設備監視で不良箇所などを発見、素早い対応をすることで、不要な臨時点検・修繕コスト削減を図ります。
- ・ 維持管理スタッフの業務効率化のため、ICT 支援ツールの運用により、建物管理業務や備品・消耗品情報をシステム化し、管理データの効果的な活用を図ることで施設管理業務の予算計画の立案、最適な保全対策、課題への対応、備品・消耗品の補充などがスピーディーに実行可能となります。また、スタッフの人事異動時においても引継ぎを効率よく行え、事故防止に活用できます。
- ・ 物価高騰に伴う業務委託費、水光熱費の削減に向けて業者選定、省エネルギー対策などの見直しを行います。

(3) 適正な委託・調達・雇用

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 業務委託の選定方法

第三者委託を行うにあたっては港北スポーツセンターにおける「業務の現状を正確に把握」し、「課題の整理と優先順位」をつけ、「解決に必要な手段として第三者委託が有効か」を常に検討します。さらに指定管理者の責務である「高齢化社会への対応」「環境保護」「地域雇用への貢献」「地域社会との調和」などの社会的貢献を加味した判断も行っています。

2. 市（区）内事業者への優先的委託・調達

当グループは第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として“地産地消”を掲げております。地元事業者が発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行い、引き続き地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

3. 市（区）民、高齢者、障がい者の積極的雇用

従業員の雇用においては、地域の住民に働く場を提供すべく市民（令和 5 年度 92.3%）、区民を優先的・積極的に採用していくと共に高齢者（令和 5 年度 34.6%）及び障がい者（令和 5 年度 7.7%）に対しても継続して積極的に働く場を提供していきます。

7 施設管理について

(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮

■ 具体的取組内容（実施事項）

当グループは、下記の5項目を維持管理の方針にとらえ、さまざまな手法により、安心して安全な施設、快適な空間の創造を実現します。

- ① 安全を最優先にした維持管理を実施します。
- ② 効率的な維持管理を実現します。
- ③ 施設の快適性向上を目指します。
- ④ 環境に与える影響を最小限に抑える維持管理をします。
- ⑤ 長期耐用化、長寿命化がはかれる維持管理をします。

【年間維持管理計画】

令和6年度 施設管理計画・実績表(予定)

項目	業 務	実施会社 【再委託会社】	年回数	令和6年												令和7年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
運 持 事 務	館内日常清掃	東京プロパティマネジメント㈱ シンコースポーツ㈱	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	館外日常清掃	東京プロパティマネジメント㈱ シンコースポーツ㈱	随時	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	床面洗淨ワックス塗布	東京プロパティマネジメント㈱ 【ヒトヒト㈱】	4		5/20			8/19				11/18				2/17		
	カーペットクリーニング	東京プロパティマネジメント㈱ 【ヒトヒト㈱】	1											12/18				
	窓ガラス清掃	東京プロパティマネジメント㈱ 【ヒトヒト㈱】	4		5/20			8/19				11/18				2/17		
	高層物分別・換気	シンコースポーツ㈱	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	害虫防除	東京プロパティマネジメント㈱ 【湘シーアイシー】	12	4/15	5/20	6/17	7/16	8/19	9/17	10/21	11/18	12/18	1/20	2/17	3/17			
	雑音等監視	東京プロパティマネジメント㈱ 【都市環境建設㈱】	4		5/20		7/16			9/17					1/20			
	高層物点検	シンコースポーツ㈱ 【横浜市環境保全㈱】	随時	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	設 置 事 務	設置部点点検	東京プロパティマネジメント㈱	12	4/15	5/20	6/17	7/16	8/19	9/17	10/21	11/18	12/18	1/20	2/17	3/17		
空調フィルター清掃		東京プロパティマネジメント㈱	4			6/17			9/17			12/18					3/17	
電気工作物点検		東京プロパティマネジメント㈱ 【一社】関東電気保安協会	6		5/20		7/16			9/17		11/18		1/20			3/17	
自動ドア保守点検業務		東京プロパティマネジメント㈱ 【㈱神楽川テクノ】	3			6/17					10/21				2/17			
受水槽清掃業務		東京プロパティマネジメント㈱ 【㈱ABR】	1							9/17								
暖房専用水道検査		東京プロパティマネジメント㈱ 【(公社)神楽川県予防衛生協会】	1							9/17								
飲料水水质検査		東京プロパティマネジメント㈱ 【㈱総合環境分析】	2							9/17						2/17		
結露器点検		東京プロパティマネジメント㈱	1											1/20				
排水管裏面洗淨		東京プロパティマネジメント㈱ 【㈱三波商事】	1/3年															
体育機器保守点検		シンコースポーツ㈱ 【プロアシスト㈱】	1							9/17								
視覚検査保守点検		【コトブキキーンティング㈱】	1		5/20													
機械監視		【横浜警備保障㈱】	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
備品台帳更新		シンコースポーツ㈱	12	4/15	5/20	6/17	7/16	8/19	9/17	10/21	11/18	12/18	1/20	2/17	3/17			
備品 invent 確認		シンコースポーツ㈱	4			6/17				9/17			12/18				3/17	

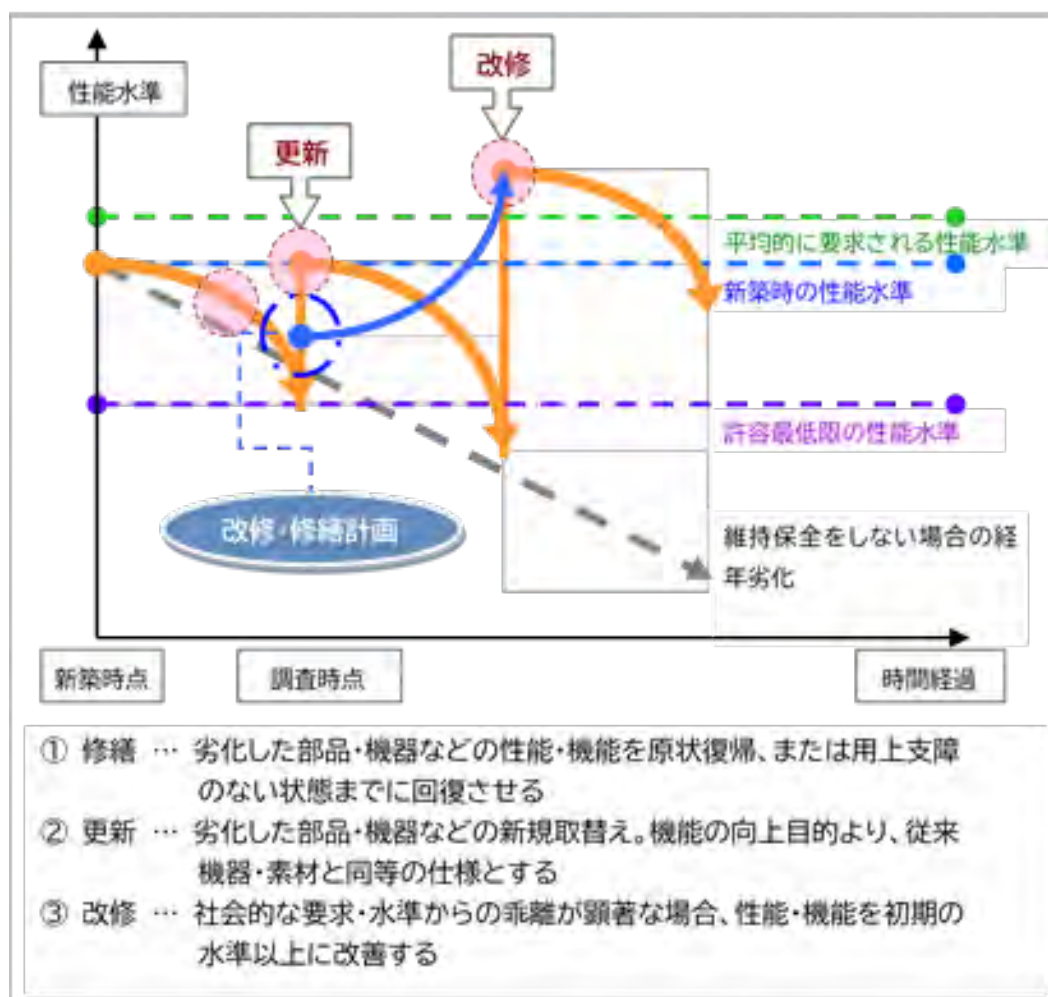
7 施設管理について

(2) 修繕等への取組

■ 具体的取組内容（実施事項）

LCM（ライフサイクルマネジメント）の考えに従い、中期保全（改善）計画の策定と運用を実施し、施設の機能性向上や快適な環境の提供に活用します。さらに、年度ごとの計画に基づくメンテナンスの結果、修繕の必要な部位を確認し、優先度及び費用対効果を勘案し計画の見直しを行います。

中期保全計画を策定した後、年間の進捗度を示す年間管理計画一覧表を作成し、点検・補充・監視・清掃・法定検査などを確実に実施しているかの進捗状況を業務支援ツールのデータとともに管理していきます。そこで集約したデータの中・長期修繕・更新計画の要素に活用します。また、異常発生や自然災害発生の対応と合わせて以下のフローマップを基準として維持管理していきます。



8 安全管理について

(1) 平常時の体制

■ 具体的取組内容（実施事項）

各セクションチーフ・スタッフは、日常の事故防止対策として業務前・後の施設敷地内の巡回、営業中における巡回点検を行います。事故が起こりやすいような見通しの悪い箇所は、備品の移動や植栽の整備を行い、周囲からの見通しを確保するなど、事件・事故の未然防止に努めます。

安全対策責任者（総括責任者）は、施設スタッフへの教育・指導、定期的な研修により危機意識を養成し、セーフティチームを交えた運営会議や研修で危機管理体制への啓発を行い、日頃の業務から「兆候・現象・原因」の関連性を認識した、事故発生防止と被害抑制に有効な体制の実効力強化を図っていきます。

また、災害や事故発生等の緊急時に、利用者の安全な場所への誘導や障害物の撤去等迅速な対応ができる体制を確立するために、これを確実にしていく研修を継続的に進めていきます。

(2) 緊急時の体制

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 自然災害発生時の対応

港北スポーツセンターは、港北区の地域防災拠点や広域避難所には指定されていませんが、災害時には 防災拠点として重要な役割を果たす施設です（帰宅困難者一時滞在施設及び遺体安置所として規定）。

また同時に、屋外施設は台風等の自然災害の影響を直接うける場所でもあります。災害発生時には利用者・地域住民の生命を守ることができるよう、「港北区防災計画」「土砂災害ハザードマップ」などにに基づき作成された「港北スポーツセンター安全管理マニュアル」に則った対応を行います。

2. 怪我人・急病人発生時の対応

急病人や転倒事故などの緊急事態が発生した場合は、情報収集を始めとして現地へ急行し、被害者の救護・救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に行います。スタッフは自身の安全、並びに周囲（他の利用者など）の安全を確保し、二次災害の防止をはかります。

当グループは、有事の際にも適切な救命処置が取れるよう、施設に従事する全てのスタッフに対し、救命救急法・AED取扱い等不測の事態に備えての研修を実施します。非常時・緊急時であっても、被害者のプライバシーについて配慮し、救護活動をするうえで知りえた個人情報の保護に努めます。

9 地域との協力について

(1) 地域支援

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 引き続き港北区スポーツ協会との連携を図ってまいります。
2. スポーツ少年団・学校体育団体との連携を図ってまいります。
3. 職員自らがスポーツ推進委員として活動し、連携を強化していきます。
4. スポーツ指導員の育成を図ってまいります。
5. 総合型地域スポーツクラブの相互連携・活動支援を行ってまいります。
6. 横浜スポーツパートナーズ団体との連携・協働を推進していきます。
7. 地域への出張健康づくり指導の実施



(2) 地域連携・地域貢献

■ 具体的取組内容（実施事項）

1. 加入している大豆戸町内会での積極的な連携活動を継続します。
2. 利用者の意見を反映する場として『利用者懇親会』を開催します。
3. スポーツ団体及びサークルの設立・活動を支援していきます。
4. 楽天シニアアプリの活用による地域での健康マイレージを推進します。
5. 区民のスポーツ大会を開催します。
6. 区内他施設との施設間連携を図り、地域活性化に貢献していきます。
7. 地域への出張健康づくり指導の実施



10 モニタリング計画について

(1) 自己評価・第三者評価

■ 具体的取組内容（実施事項）

港北スポーツセンターの運営において、良質なサービス・快適な環境・安全安心の確保を基本に、今後もスポーツ振興拠点として貢献できるよう、常に新たな事業展開を図ります。また、費用対効果を踏まえ効率的な管理運営を行い、創意工夫により利用者満足を獲得するなど、多角的な視点から運営の質を高めていきたいとも考えています。そのために、目標を定め、自己評価・外部評価等、各モニタリング手法により評価することで、運営の質の向上を図ります。

令和5年度には第三者評価を実施しました。第三者からご意見を元により良い施設運営を行ってまいります。

指定管理者自らのモニタリング (セルフモニタリング)	<ul style="list-style-type: none">● 自己評価基準の作成● スタッフ全員による自己評価会議の定期的な開催● PDCAマネジメントサイクルによる業務内容評価と改善● 内部監査による運営状況・業務水準等の把握・指導
横浜市(港北区)による モニタリング	<ul style="list-style-type: none">● 市(区)担当者(担当課・監査部署)による履行確認(定期・臨時)● 帳票類等の提出要求と内容確認● 各種報告書類の提出要求と内容確認● 履行確認結果に基づく評価及び改善指導
第三者によるモニタリング	<ul style="list-style-type: none">● 携帯電話やパソコンを使った評価フォーム等による市民からの意見・評価● 市が認定する指定管理者第三機関が行う評価(審査)により利用者サービスの向上及び設置目的の達成等に向け現状レベル・課題の把握

11 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

■ 具体的取組内容

現在、新型コロナウイルスは5類感染症となりました。法律に基づき行政が様々な養成・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。流行が再度訪れた場合には、コロナウイルス時期に取り組んでいた内容を再度実施していきます。

【新型コロナウイルス5類感染症前の実施事項】

1. 利用開始（来館）前の健康チェック依頼
2. 施設の衛生管理による感染拡大防止策
3. スタッフの感染拡大防止策
4. 感染拡大防止の各種ガイドラインに沿った施設運営
5. オンライン教室の開催
6. 感染症の状況に応じた室内教室の定員制限
7. 大会開催にあたり、対面での機会を設けない打ち合わせの工夫